

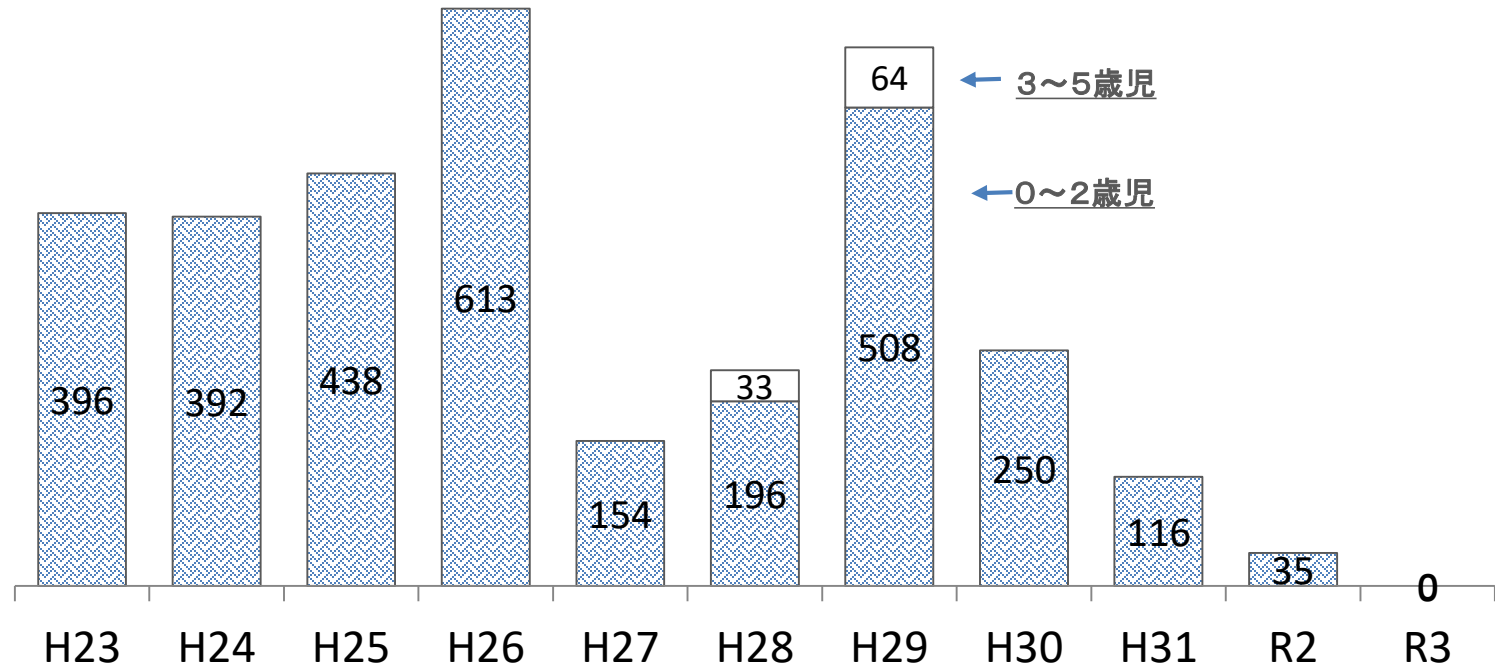
令和3年度 認証保育所の指導検査概要

大田区こども家庭部保育サービス課
指導検査担当

令和3年6月8日（火）

認証保育所講習会資料

1 令和3年4月1日 待機児童数（大田区）



令和3年4月1日現在の待機児童数は0となった。

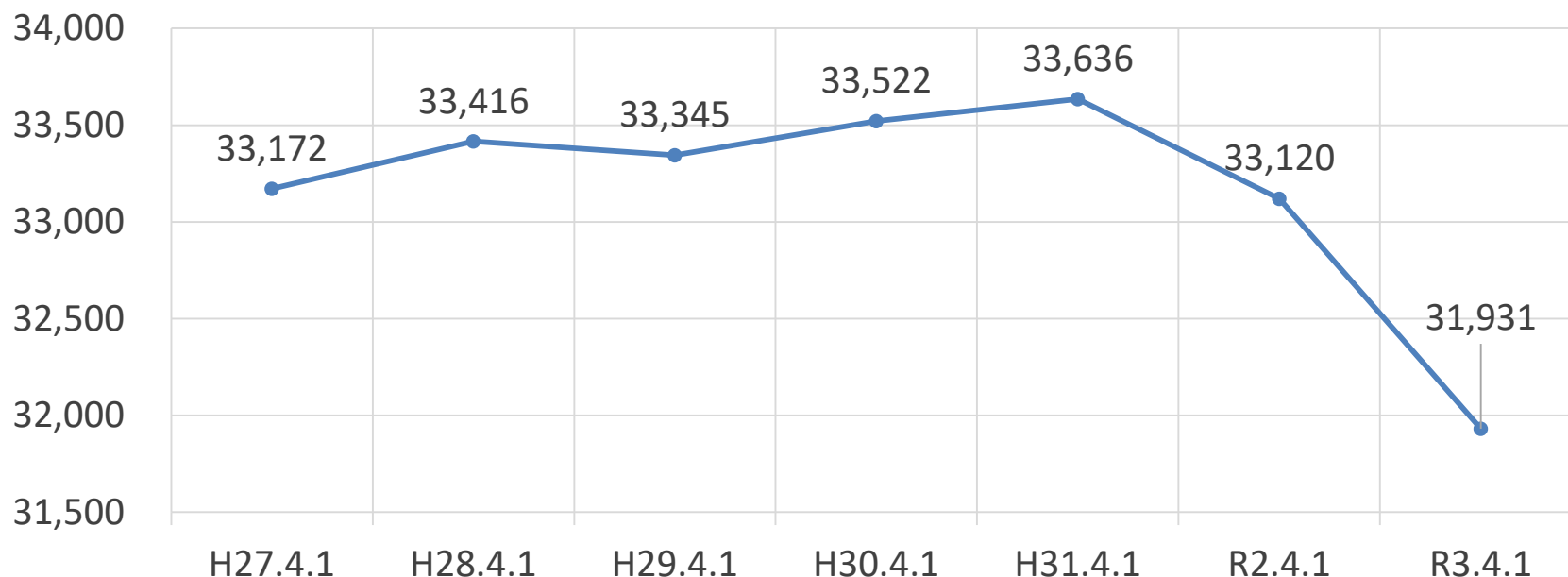
また、3歳児～5歳児では、平成30年度から待機児童0が続いていた。

- 地域別にみると**馬込・六郷・入新井地域において申請者が増加傾向にある**など、地域差が生じている。（「大田区子ども・子育て支援計画2020-2024」より抜粋）

2 大田区就学前人口の推移と傾向

大田区就学前人口の推移(0歳～5歳)

※ 大田区ホームページより



【就学前児童数の傾向】

(R2年3月発行「大田区子ども・子育て支援計画2020-2024」より抜粋)

- 大田区の就学前児童数は、保育サービスの供給の視点からは、**横ばいと捉えてよい程度**にとどまっている。
- 「大田区人口ビジョン」では、**就学前人口は将来にわたり全体で減少**すると推計 (**令和6年には29,285人と推計**) している。(次ページ「将来就学前人口の推計」参照)

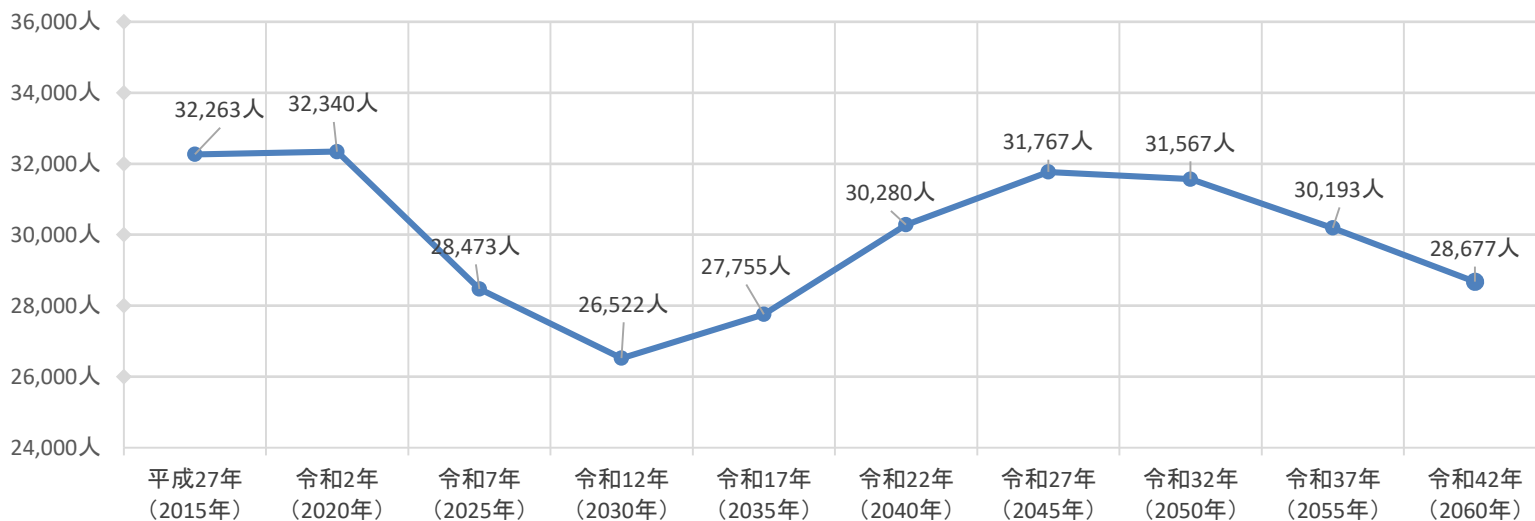
3 [大田区] 将来就学前人口の推計（予測）

[大田区] 将来の就学前人口（0歳～5歳）の推計（2015年～2060年）

※ 大田区ホームページ『大田区人口ビジョン』より

◆各年、10月1日時点の数値

	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)	令和37年 (2055年)	令和42年 (2060年)
就学前人口 (0歳～5歳)	32,263人	32,340人	28,473人	26,522人	27,755人	30,280人	31,767人	31,567人	30,193人	28,677人
前年との増減		77人	▲3,867人	▲1,951人	1,233人	2,525人	1,487人	▲200人	▲1,374人	▲1,516人



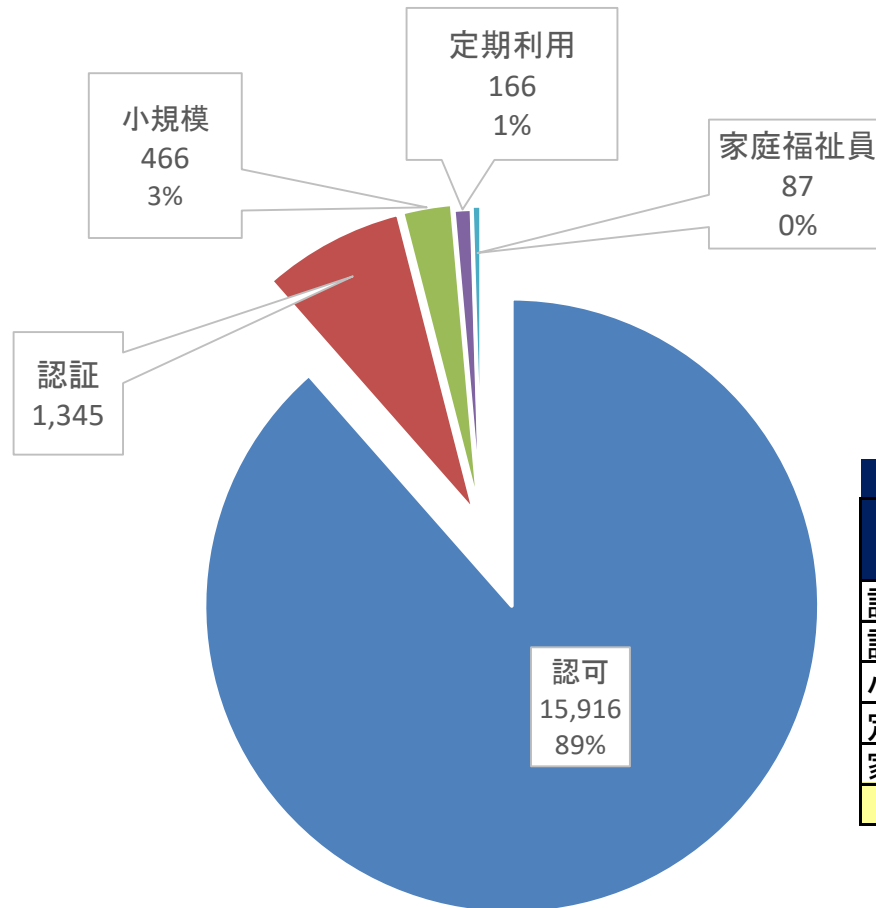
- 令和2年（2020年）から令和12年（2030年）までの**10年間で**、0歳から5歳までの**就学前人口は5800人程度の減少**が予測されている。

4 施設種別ごとの保育サービス定員

保育施設種別ごとの保育サービス定員内訳

(R3年4月1日現在)

合計：17,980人



① 保育サービス定員

合計：17,980人

② 就学前人口

合計：31,931人

③ 保育所整備率

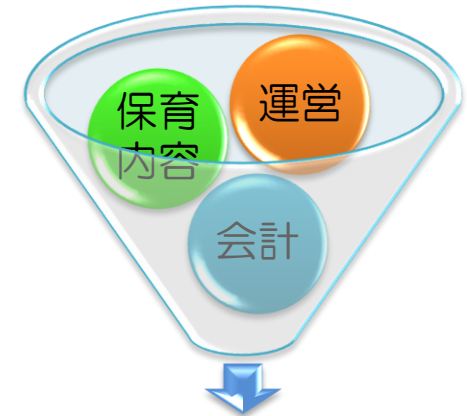
56.31%

保育サービス定員の増減数

	H31	R2	R3	増減数 (R3-R2)
認可	14,260	15,156	15,916	760
認証	1,737	1,593	1,345	▲ 248
小規模	478	473	466	▲ 7
定期利用	214	173	166	▲ 7
家庭福祉員	107	98	87	▲ 11
合計	16,796	17,493	17,980	487

5 大田区の認証保育所指導検査の目的と法的根拠

- 待機児童解消のため保育施設の整備が進められ、また、令和元年10月から認可外保育施設を含む幼児教育無償化が実施され、より一層、**保育の質・安全性の確保と向上**が求められている。
- 指導検査は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法などの関係法令や都や区のと綱、各種通知等に基づき児童を保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認し、必要な指導・助言を実施する。



保育の質
確保・向上

■ 立入調査（指導検査）の法的根拠 （3-1）

（1）子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条及び同法第58条の8

※ 令和元年10月から幼児教育無償化の対象となる認可外保育施設が市区町村の指導検査の対象となった。この施設を「特定子ども・子育て支援施設等」という。

■ 立入調査（指導検査）の根拠 （3-2）

（2）大田区認証保育所事業実施要綱第6条（助言及び指導）

区長は、東京都認証保育所事業実施要綱16に定める指導検査を行うほか、次に掲げる事項について設置者に対して報告を求め、助言又は指導をすることができる。

- ① 保育内容等に関すること。
- ② 事故、過失等があった場合は、その内容に関すること。
- ③ その他区長が必要と認めること。

6 立入調査（指導検査）の根拠

■ 立入調査（指導検査）の根拠 （3-3）

（3）東京都認証保育所事業実施要綱 16（指導監督）

設置者は、児童福祉法等に基づく、東京都及び区市町村の指導監督に応じなければならない。指導監督は、原則として別に定める基準により行う。（以下省略）

└───┬───> 「東京都認証保育所指導監督基準」（東京都福祉保健局のホームページで公表）

（4）東京都認証保育所事業実施要綱 20（東京都及び区市町村の調査等）

設置者は、16及び18で定める指導監督のほか、この要綱、細目及び区市町村で定める認証保育所運営費等補助金交付要綱など、東京都及び区市町村が定める認証保育所事業に関する各種規程における基準等の内容を設置者に遵守若しくは維持・継続させるために、東京都及び市区町村が、設置者に対して必要な報告を求める場合及び調査（立入調査を含む）を行う場合には、これに応じなければならない。

（5）大田区認証保育所運営費等補助要綱第25条（実地調査等）

区長は、認証保育所に関し必要があるときは、いつでも設置者に報告を求め、又は職員をして実地に調査させることができる。

2 区長は、設置者に対し、施設の改善、保育内容その他認証保育所の運営に関し指導又は助言をすることができる。

7 大田区における運営基準と検査の範囲

■ 大田区特定子ども・子育て支援施設等指導検査基準

大田区こども家庭部保育サービス課（令和2年7月16日 2こ保第1157号）

■ 東京都の要綱 及び 東京都認証保育所指導監督基準

- ・ 東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日 12福子推第1157号）
- ・ 東京都認証保育所事業実施細目（平成16年1月22日 15福子推第1032号）
- ・ 東京都認証保育所指導監督基準（東京都福祉保健局）

→ 大田区も東京都の指導監督基準に従い、検査を実施します。

■ 大田区の要綱等

- ・ 大田区認証保育所事業実施要綱（平成13年9月21日決定）
- ・ 大田区認証保育所運営費等補助要綱（平成13年9月21日決定）

■ 大田区の検査の範囲は関係法令、自治体からの通知等も適用し、以下のとおり。

- ①施設の利用手続き、経理内容、運営費の請求、利用者負担額等の受領に関する内容
- ②管理運営に関する内容（規定の作成、記録の整備、保育の内容、衛生管理、苦情解決など）
- ③設備・人員に関する内容（面積、職員配置など）
- ④他法（消防法、労働基準法等）に関する内容

8 区の立入調査（指導検査）の流れ

1 一般的な確認指導の流れ （子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条）

① 検査対象施設に対し、検査実施通知を送付（3～4週間前）

② 実地検査の実施（**検査は1日（午前10時～午後4時）を予定**）

③ 検査結果通知の送付

④ 改善状況報告書の提出（文書指摘がある場合）

⑤ 改善状況報告書の確認（再提出）

改善等がなされていないと判断した場合、再指導等

次回検査
への反映

2 監査の実施 （子ども・子育て支援法第58条の8） ← 上記1番の指導から監査に移行する場合あり

① 著しい運営基準への違反が確認された場合

② 施設等利用費等の請求に著しい不正が疑われる場合

③ 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合

※必要に応じ「事前通告なく」監査を行うことがある

（ア）改善勧告、改善命令 （子ども・子育て支援法第58条の9）

（イ）確認の取消し等 （子ども・子育て支援法第58条の10）

9 大田区指導検査結果の公表

(1) 指導検査の結果を大田区ホームページで公表

【公表の目的】

保育所・保育施設の事業運営主体や職員が自主的な改善の取組みができるよう促すとともに、保育事業運営の透明性の向上を図り、保育所・保育施設に対する区民の理解を得ることを目的に公表します。

(2) 公表内容等

(1) 公表内容（主なもの）

① 施設所在地 ② 施設名称 ③ 設置者 ④ 検査実施日 ⑤ 指導事項の有無 ⑥ 文書指導の内容
⑦ 改善状況（改善済、改善中、未改善） ⑧ 証明書交付の有無（交付年月日）等

(2) 掲載先

※大田区HPトップ ⇒ 生活情報 ⇒ 子ども ⇒ 保育 ⇒ 保育施設の指導検査

(3) 都との連携

大田区は東京都指導監査部に検査結果等の情報を提供するなど、指導検査の実施に当たっては、都と必要な連携を行います。

(3) 東京都認証保育所指導監督基準

(1) 東京都福祉保健局のホームページで公表されています。

(2) 大田区の立入調査（指導検査）でも「東京都認証保育所指導監督基準」を検査の基準とし、「大田区認証保育所事業実施要綱」や「大田区認証保育所運営費等補助要綱」を含め、東京都及び大田区が定める認証保育所事業に関する各種基準等の内容も検査対象とします。

【参考資料1】 主な文書指摘の一例（認可・小規模）

■ 運営管理（全37施設）

No	文書指摘事項	認可	小規模	合計
1	避難訓練または消火訓練を実施していない月がある	3	6	9
2	施設利用者のための「重要事項説明の概要」を掲示していない	7	1	8
3	時間外勤務手当が未払い(週または1箇月の法定労働時間を超えた労働時間)	3	4	7
4	施設長が施設の運営管理に専従していない	1	4	5
5	大田区基準の職員配置を満たしていない	3	1	4
6	苦情解決の仕組みとしての第三者委員を設置していない		3	3
7	消防計画(事業所防災計画を含む)が未作成(内容不十分)である	2	1	3
8	主任保育士専任加算の要件を満たしていない	3		3
9	運営委員会を設置していない	1	1	2
10	在籍児童数に見合う保育室の面積が不足している	1	1	2
11	常勤職員としての要件を満たしていない	1	1	2
12	大田区運営費実施要綱で定めた経費と用途が重なる対象経費を保護者から徴収している	2		2
13	保育室内のじゅうたん、カーテン等が防災性能を有していない	1	0	1
14	職員雇入時の健康診断について、未実施の検診項目がある		1	1
15	運営規程が未整備である。		1	1
16	保育士証がない	1		1
17	保育施設の構造・設備に危険な箇所がある	1		1
18	職員の手当を規定どおりに支給していない	1		1
合 計		31	25	56

【参考資料2】 主な文書指摘の一例（認可・小規模）

■ 保育内容（全37施設）

No	文書指摘事項	認可	小規模	合計
1	早番や遅番等の一部の時間帯において保育士の配置が不適切である	5	8	13
2	虐待の早期発見に対する取り組みが不十分である	6	4	10
3	児童の定期健康診断（年2回）が一部未実施である	2	6	8
4	児童入所時の健康診断が一部未実施である	1	5	6
5	食事（補食を含む）の献立表が未作成	2	3	5
6	事故報告書を大田区に提出していない	5		5
7	調理・調乳担当者の検便検査が未実施の月がある	2	2	4
8	児童の事故対応・防止への配慮が不十分である	2	2	4
9	午睡時の安全確認が不十分である（SIDS）	3		3
10	アレルギー児への対応、対策が不十分である	2	1	3
11	検食を適切に実施していない	2	1	3
12	延長保育で間食を提供していない		1	1
13	1歳児、2歳児の指導計画を作成していない	1		1
14	児童の健康診断の記録が（一部）未整備である	1		1
15	保育園を休所している（一部土曜日等）		1	1
合 計		34	34	68

【参考資料3】 主な文書指摘の一例（認可・小規模）

■ 会計経理（全37施設）

No	文書指摘事項	認可	小規模	合計
1	現金預金管理が不適切である。	3	5	8
2	経理規程に基づいた経理処理が行われていない	4	1	5
3	経理規程を整備していない		4	4
4	委託費の経理等通知を遵守していない	1		1
5	領収書管理が不十分である。		1	1
	合 計	8	11	19